

TOWN TOPICS

7.30 (月) 笑顔あふれる七夕会

豪雨により延期となっていた七夕会(つくしんぼ主催)がオイコス3階で開催され、37人の親子が参加しました。

毎年大好評の七夕会。会場内は、短冊や輪つなぎなどの七夕飾りで彩られ、つくしんぼスタッフによる絵本の読み聞かせやボランティアによる劇が行われました。子どもたちは熱心に見入り、歌やダンスになると一緒に歌ったり踊ったりして、楽しいひと時を過ごしました。



大きな絵本に興味津々

TOWN TOPICS

8.1 (水) 水は大切な資源です

毎年8月1日の「水の日」から8月7日までの1週間を「水の週間」とし、水資源の有限性、水や水資源開発の重要性に対する関心と理解を深める機会にしています。

この「水の週間」に伴い、JR須恵中央駅とトレードマート須恵店で街頭キャンペーンを行いました。

朝7時前から町長と町職員がJR須恵中央駅前、また午後3時からは副町長と町職員がトレードマート須恵店前で水の大切さを呼びかけました。

私たちの暮らしに必要な不可欠な水は、限りある資源です。節水にご協力をお願いします。



街頭キャンペーンを行う町長

TOWN TOPICS

8.4 (土) 熱気あふれる夏祭り

須恵第三小学校グラウンドで、ふれあい夏祭り(ふれあいレインボー主催)が開催されました。

猛暑の中、たくさん子どもや地域の人たちが会場に訪れ、ステージの出し物を見たり、出店を巡ったりして楽しんでいました。

ステージでは、須恵中学校吹奏楽部によるオープニングセレモニーから始まり、歌やダンスなどが披露され、地域の人たちの笑顔があふれていました。会場では、子ども神輿も登場し、お祭りをより一層盛り上げました。



今年も司会は須恵中放送部です!



今月のポイント

きつかけは友人の誘いや
無料体験広告。
脱毛や痩身など、若い女性の
エステトラブル急増中!

相談事例①

情報誌の「痩身エステ無料お試し体験」の広告を見てエステ店に行った。収入が少ないので体験だけして帰るつもりだったが「絶対痩せるから」と強く勧められ、40万円近くのエステと健康食品を契約してしまった。しかし、高額なので、支払うことができない。(20歳女性)

相談事例②

職場の友人から体験に誘われたエステ店で、断り切れずに美顔エステと美顔器を契約した。後日、担当者から美容ク

アドバイス

リニックでの体験脱毛を勧められ、結局、総額約100万円の契約になってしまった。(22歳女性)

無料、お試しなどのお得感を強調した広告や誘いにひかれて店舗に向くと、断れない状況になり、高額な契約を勧められる場合があります。事例のように、無料で終わらず高額な契約につながる可能性があるため注意が必要です。できるだけ体験当日の契約は避け、いったん帰宅するなどして慎重に検討しましょう。

サービス提供期間が1か月を超え、かつ契約総額が5万円を超える場合、エステや美容医療サービスは、特定商取引法で次のように消費者の保護が図られていますので参考にしてください。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、契約書面を受け取ってから8日以内は無条件解除ができる制度です。

期間内に特定記録郵便などでクーリング・オフ書を発信することが必要です。「施術に必要だ」と勧められて購入した健康食品や化粧品なども同時に解約できます。

▼クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても中途解約ができる

サービス提供期間内であれば、利用済みエステ代金と法律で上限が決められた違約金を支払えば、関連商品とともに中途解約ができます。

※平成29年12月以降に契約した「脱毛」「しわ・たるみの軽減」「歯の漂白」などの美容医療サービスも、クーリング・オフや中途解約が可能になりました。

▼勧誘にうそがあった場合は契約の取り消しができる

「このままでは肌がボロボロになる」「絶対痩せる」と事実と異なる説明は法律で禁止され、その説明を信じて契約した場合には、うそに気づいてから1年間は契約を取り消すことができます。

契約して困ったと思ったら、あきらめずに消費生活センターへ相談してください。



消費生活相談のお知らせ

かすや中南部
広域消費生活センター

▼開設日 月曜～金曜
(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～15時30分

▼場所 志免町地域安全安心センター2階
(志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先 0936・1594

▼問い合わせ先 0932・14308

須恵町消費生活出張相談窓口

▼開設日 第2・第4月曜
(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～12時

▼場所 須恵町役場2階会議室
(地域振興課前)

▼問い合わせ先 0932・14308

※電話での相談の際は、お手元に書類などを準備してご連絡をお願いします。

※来所相談の際は、事前に電話にて必要書類の確認、相談日時の調整をいただくと円滑に相談ができます。

